佐賀県指令　２建設技第 657 号
令和 3年 1月12日

〒８４２－０２０２
佐賀県神埼市
脊振町鹿路１０６０

（株）五大

納富　秀巳　様

佐賀県知事　山口　祥義

佐賀県知事印

一般　建設業の許可について（通知）

令和　２年１２月　１日付けで申請のあった一般建設業については、

建設業法第３条第１項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	佐賀県知事　許可（般－２）第　10361号
許可の有効期間	令和 3年 1月 6日から 令和 8年 1月 5日まで
建設業の種類	
土木工事業	とび・土工工事業

注）　許可の更新申請を行う場合の書類提出期限　；　令和 7年12月 6日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）